

NPO 法人北九州ホームレス支援機構の紹介と「ケア」の必要性について

2010年3月16日

NPO 法人北九州ホームレス支援機構

1. ホームレス支援の視点

① 野宿者の抱える二つの貧困

- ハウスレス・・・物理的困窮（家、食、衣類、金、仕事等）
- ホームレス・・・関係の困窮（家族、家庭、友人関係等）

② 支援の視点

- ハウスレス（物理的困窮） ⇒ 彼には、何が必要か？
- ホームレス（関係の困窮） ⇒ 彼には、誰が必要か？

③ 総ホームレス化時代

- 「関係の困窮」という意味での「ホームレス」の増加
- 独居高齢者の増加、晩婚化・未婚による単身世帯の増加 ⇒ 孤独・孤立化

④ 新しい社会的セーフティーネット

- 餓死・・・ 公助の責任・・・生存保護（法）
- 孤独死・・・ 共助の役割・・・生活保護（人）

制度的セーフティーネットと人的セーフティーネットの両輪が必要

- つなぐ・・・(×) 投げ渡し
- 持続性のある伴走的コーディネート「受け皿のみ福祉から伴走的福祉へ」

2. 自立の実績

① 全体の実績

- 自立者総数 956名 (2010年2月現在)
- 自立率 93%
- 自立継続率 92%

② 八幡サポート（高齢者中心・6ヶ月原則の自立支援住宅卒業生中心）

- 自立継続率 98.5% (自立者総数 270名)

③ 小倉サポート（稼働年齢層中心・6ヶ月原則のホームレス自立支援センター卒業生中心）

- 自立率 91% (自立者総数 526名)
- 自主退所 9% (48名/526名)
- 就職自立率 61.5% (294名/478名<526名-48名>)
- 自立継続率 89% (自立者総数 526名)

④ 抱樸館福岡準備室（稼働年齢層高齢者混在・路上から直接居宅保護中心）

- 自立継続率 96% (自立者総数 51名)
- 就職率 4% (2名/51名)

3. ケアの必要性

- ① 支援対象者の多様化—困窮孤立者（ホームレス）に継続的なケアが必要な理由
 - 単身かつ、疾患を抱える高齢ホームレスの増加
 - 単身かつ、障がいを抱えるホームレスの「発見」
 - ⇒ ホームレス自立支援センター北九州では、入所者の約3割に知的障がい、精神・身体障がいを加えると全体の半数が障がい者
 - ⇒ 従来の「家族」に代わる機能としてのケア要員
 - 多重債務など専門的解決の必要性
 - 自立支援センター北九州におけるケアの3パターン
 - 1) 高齢等就労不可 二か月入所
 - 2) 障害等対応 四か月入所
 - 3) 就労自立 六か月入所
- ② アセスメント
 - 一定期間の「生活の様子」を見ることが最大のアセスメント
 - 一定期間の「施設ケア」の有効性

4. 措置から契約へ

今回、無料低額宿泊施設を巡って問題になっている事柄

- 金額に見合わない劣悪な住環境（ベニヤ板で仕切られた不完全な個室）
- 手元に残るお金の少なさ
- 自立支援（ケア）の少なさ、囲い込み（退所の自由がない）
 - ⇒ 契約概念になじまない
 - ⇒ 措置施設は、これらの事柄がなぜ長い間、問題とならなかったのか
 - ⇒ 今後は、書面による契約の原則・苦情申し立てなど第三者機関の徹底などを条件に、居宅かケア付き施設かの選択権が保障されるべき

5. 抱樸館福岡 2010年5月開設（福岡市東区）

- 無料低額宿泊所を活用
- 本人と書面による契約による利用
- 新築、全個室（80部屋）、原則6ヶ月の利用
- プログラムによる自立支援とアフターケアによる地域生活支援
- 苦情処理等含め第三者機関の設置およびCWとの連携

6. まとめ

- 契約が保障される体制が必要である。
- 居宅か施設かは問わず、「ケア」が必要であり、「施設でのケア」の必要性は確実にある。
- 制度的セーフティーネットワークと共に、従来の家族機能に代わり、地域生活を「継続的かつ伴走的にケア」する人的セーフティーネットワークが必要である。

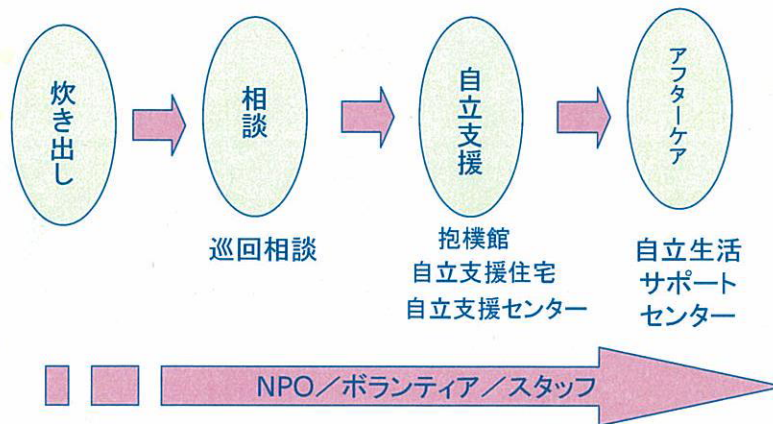
以上

2010年3月16日

NPO法人北九州ホームレス支援機構

【各ステージ別ケアメニュー】一覧

トータルサポート 「出会い」から「看取り」まで 四つの働き



「炊き出し」から「自立後の生活支援」まで1つの団体(同じ顔)が実施



信頼関係の構築・情報の共有

<1. 炊き出し>

炊き出しは「食」の提供によりいのちを守ることにとどまらず、相談から自立支援への入口として重要な意味を持っています。また、「炊き出し」から「自立後の生活支援」までを1つの団体(同じ顔)が実施することにより、信頼関係の構築に寄与し、情報の共有化により円滑に支援することが可能となります。

- ・ 炊き出し 年間31回
北九州市内8ヶ所、下関市内1ヶ所パトロール
- ・ 衣料、薬等の配布
- ・ 散髪
- ・ 入浴支援
- ・ 情報提供 (ホームレスを対象としたリーフレット「かわら版」の発行)

<2. 相談>

「炊き出し」で出会い、「相談」へとつながり、次のステップ「自立支援」へと発展します。

●健康相談

- ・ 健康相談，病院受診支援（紹介状作成、病院との連携）
- ・ 入院，見舞い支援（入院日用品支援、病院との連携）
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 各種依存症治療のための受診支援

●各種制度の利用

- ・ 年金相談（社会保険庁への連絡、年金受給の確認・助言）
- ・ 生活保護相談（福祉事務所同行、CWとの連携）
- ・ 他法活用支援（ハローワーク・社会福祉協議会等への連絡・同行）
- ・ 雇用保険受給のための相談（事業主への連絡、労働基準監督署との連携）

●多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会，弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携

●関係性の回復・創造支援

- ・ 家族問題の相談（家族への連絡・相談）
- ・ 帰郷相談（家族への連絡・相談）

●就職相談・就職支援

- ・ 就職相談（ハローワーク同行、求職活動への助言）
- ・ 無料職業相談事業（企業への紹介・連携）

●住居に関する相談支援

- ・ 住宅相談（物件の紹介、不動産業者との連携、）
- ・ 保証人の相談（保証人バンクの紹介）
- ・ 自立支援のための中間施設をはじめ、各種施設入居支援（施設の紹介、説明、コーディネート）

●人権に関する相談

- ・ 人権侵害に対する権利回復への取り組み
- ・ 襲撃への対応（申し入れ、交渉、警察対応等）
- ・ 犯罪対応（警察対応、必要資金の支援）
- ・ 司法書士会、弁護士会との連携

< 3. 自立支援 >

自立支援施設は、原則6カ月程度滞在できる中間施設です。この間に、必要となるさまざまなケアを実施し、就労や地域生活が円滑に行えるよう「ケア」を実施します。

● 中間施設の設立・運営

- ・ 自立支援住宅の運営（高齢者中心）
- ・ 抱樸館の運営（高齢者＋稼働年齢層）
- ・ ホームレス自立支援センター北九州の運営（稼働年齢層中心）

● 身分証明書の取得支援

- ・ 住民異動
- ・ 住所設定（戸籍謄本、戸籍の附表の取り寄せ）
- ・ 住民基本台帳カードの取得支援
- ・ 銀行口座開設、通帳の作成、再発行支援
- ・ 各種身分証の作成、再発行支援

● 健康相談

- ・ 健康相談、病院受診支援
- ・ 各種依存症治療のための受診支援（断酒の意思の醸成）
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 入院、見舞い支援（入院日用品支援、医師、看護師との連携）
- ・ 服薬管理支援
- ・ 健康保険取得のための支援
- ・ 依存症セミナー
- ・ 断酒ミーティング
- ・ 生活習慣病セミナー（病気の予防支援）

● 就職相談・就職支援

- ・ 技能講習（日雇労働者等技能講習事業・雇用保険の教育訓練制度・生業扶助の利用）
- ・ 就職準備支援（履歴書の書き方、面接の練習。スーツの貸し出し）
- ・ 無料職業紹介事業
- ・ ハローワークとの連携
- ・ 就職後相談、再就職支援、転職支援
- ・ 労務問題に関する相談支援（労働基準監督省、社会保険労務士との連携）
- ・ 労務問題についてのセミナー
- ・ 雇用保険受給のための相談支援
- ・ 仕事の開拓

●多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会，弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携
- ・ 多重債務セミナー

●障がい（身体・知的・精神・発達）者支援

- ・ 障害者手帳取得支援
- ・ 福祉的就労（作業所など）に関する相談支援、コーディネート
- ・ グループホーム等福祉施設の利用のための相談支援、コーディネート
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）
- ・ その他福祉制度利用のための相談支援

●金銭管理

- ・ 権利擁護利用のための相談支援
- ・ NPOによる金銭管理、貴重品管理（本人と書面による契約に基づく）

●各種制度の利用

- ・ 福祉事務所との連携
- ・ 年金受給のための支援
- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 他法活用支援

●関係性の回復・創造支援

- ・ 家族問題の相談支援
- ・ ボランティアや地域の方との交流会
- ・ 体操プログラム
- ・ 音楽プログラム
- ・ 読み聞かせプログラム
- ・ 料理教室
- ・ 銭湯プログラム
- ・ 映画プログラム
- ・ 入居式，出発式

●中間施設からの居宅設定支援

- ・ 低廉な家賃の転居先紹介
- ・ 不動産業者との連携（自立支援不動産業者の会）
- ・ 引越し，買い物支援
- ・ 住所異動支援

<4. アフターケア>

地域生活の安定のため、転居後も定期的な「ケア」が必要となります。この「ケア」により、北九州ホームレス支援機構の支援を受けて自立をした方の自立継続率は90%以上を維持しています。

●就職相談・就職支援

- ・ 就労継続のための相談、支援
- ・ 再就職支援
- ・ 雇用保険受給のための相談支援
- ・ 労務相談（労働基準監督署、社会保険労務士との連携）

●健康支援

- ・ 依存症治療継続のための支援
- ・ 服薬管理支援
- ・ 健康保険取得のための支援
- ・ 依存症セミナー
- ・ 断酒ミーティング
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 入院、見舞い支援（入院日用品支援、医師、看護師との連携）

●地域生活持続のための支援

- ・ 新しい環境への適応支援
- ・ 定期的な訪問、見守り支援（バースデーコール）
- ・ 家族関係の回復支援
- ・ なかまの会（互助会）の運営

●各種制度の利用

- ・ 福祉事務所との連携
- ・ 年金受給のための支援
- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 他法活用支援

●多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会、弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携
- ・ 多重債務セミナー

●金銭管理

- ・ 権利擁護利用のための相談支援
- ・ NPOによる金銭管理、貴重品管理（本人と書面による契約に基づく）

●障がい（身体・知的・精神・発達）者支援

- ・ 障害者手帳取得支援
- ・ 福祉的就労（作業所など）に関する相談支援、コーディネート
- ・ グループホーム等福祉施設の利用のための相談支援、コーディネート
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）
- ・ その他福祉制度利用のための相談支援

●高齢者支援

- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）

●看取り支援

- ・ 家族関係の回復支援
- ・ ターミナルケア
- ・ 葬儀

＜主要ケア利用者一覧＞

項目	メニュー詳細	利用者数	備考
就労	就労支援	平均35名/月	
金銭管理	権利擁護事業	平均35名/月	
〃	NPOによる金銭管理	平均200名/月	
健康支援	病院受診同行支援	平均60名/月	
〃	入院中の支援・見舞い等	平均30名/月	
〃	介護保険利用	平均60名/月	注1)
法律	多重債務相談	平均10名/月	注2)
障がい福祉	療育手帳取得	約150名	注3)

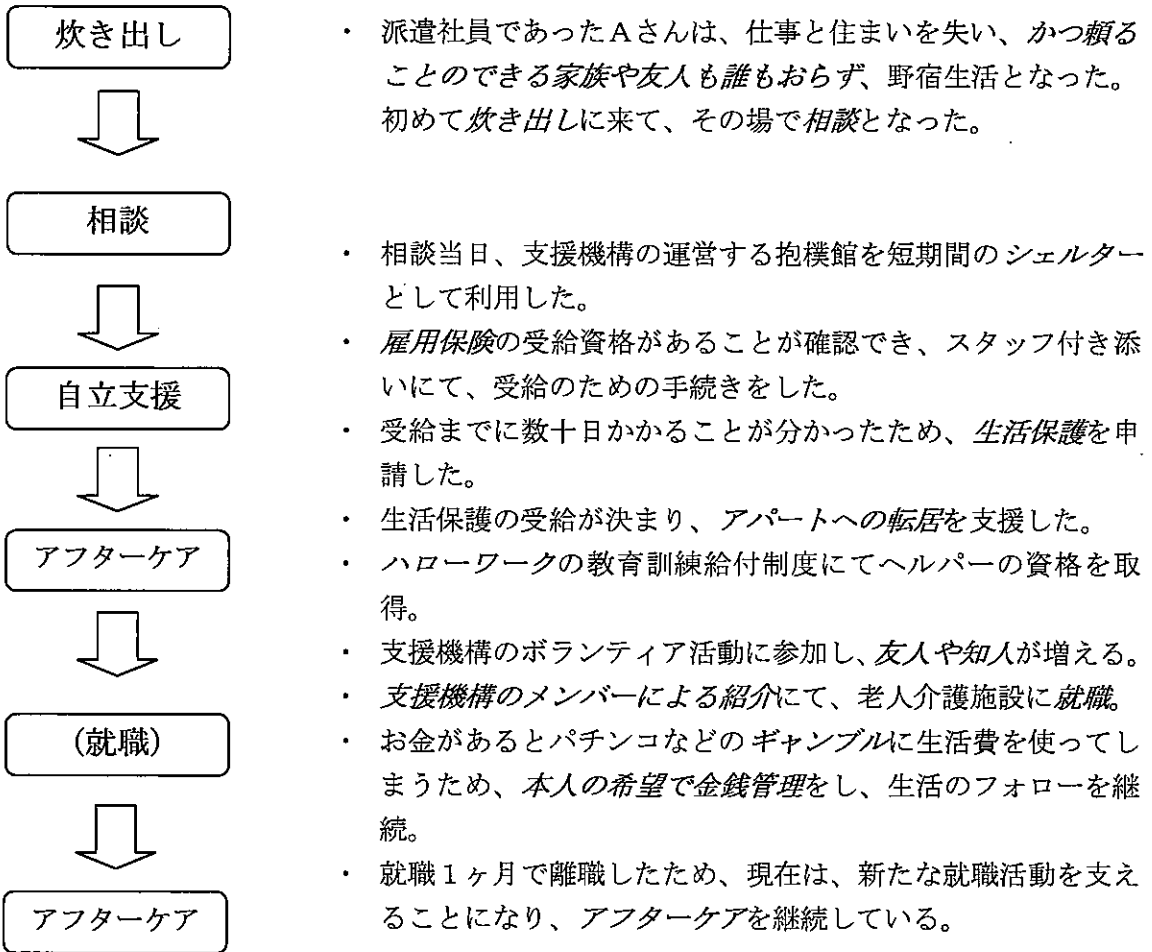
注1) 今後、さらに増加が見込まれる。

注2) 現在のところ、受けた相談は100%解決可能。

注3) ホームレス自立支援センター北九州退所者の約30%を占める。

<炊き出しから相談・自立・アフターケアの流れ>

（1）30歳 Aさん（男性）の場合



（2）67歳 Bさん（男性）の場合

炊き出し



相談



自立支援



（ アフターケア ）

- ・ 日雇い労働者であったBさんは、野宿生活となって5年経過していた。アルミ缶回収などでなんとか生計を立てていたが、高齢とアルミ缶価格の下落により生活の維持ができなくなり、以前から通っていた炊き出しにて、今後の生活の相談があった。
- ・ 生活保護について、生活保護による居宅設定について、抱樸館（中間施設・生活保護の利用）の説明をしたところ、抱樸館の入居を希望し、書面による契約を交わし、入居となった。
- ・ 病院を受診したところ、高血圧と糖尿病を患っていることが分かり、治療を開始。しかし、本人は服薬を忘れてしまうため、本人と話し合ったところ、本人から服薬管理をしてほしいと依頼され、服薬支援を開始した。
- ・ 高血圧と糖尿病は服薬と食事療法により改善が見られたが、もの忘れが疑われたため、スタッフ同行にて精神科を受診したところ認知症の初期症状との診断があった。
- ・ 主治医の勧めもあり、介護保険を申請したところ、要支援1との認定が下りた。
- ・ ヘルパーを利用することになったが、週に3回の利用が限度であったため、服薬管理は続けて抱樸館にて継続することになった。
- ・ 金銭管理について本人と話し合うと、大きなお金は持っているとの希望があり、地域福祉権利擁護事業の申し込みをするが、認知症の症状が軽いとの判断で却下されたため、書面にて本人と契約を交わし、抱樸館にて金銭管理を行うことになった。
- ・ 抱樸館スタッフ、ケースワーカー、ケアマネージャーにてBさんの今後の生活についてケース検討を行った。単身でのアパート暮らしは勧められず、かつ本人も単身居宅を希望していないため、施設など見守りのあるところを探すことになった。しかし近隣の施設はどこも空きがなく、抱樸館にて入所待ちの状態が続いている。また、施設からは保証人を求められているため、支援機構の保証人バンクを利用する予定としている。
- ・ 今後、施設に入所することになっても、Bさんには身寄りがないため、定期的に訪問して支えることにしている。

認定 特定非営利活動法人
北九州ホームレス支援機構

あんたも わしも
おなじいのち

活動開始1988年～
ボランティア 81名 職員49名
賛助会員 600名

2008年9月リーマンショック →ホームレス急増

●派遣切り・失業・倒産

→職を失った

→住まいを失った

しかし同時に……

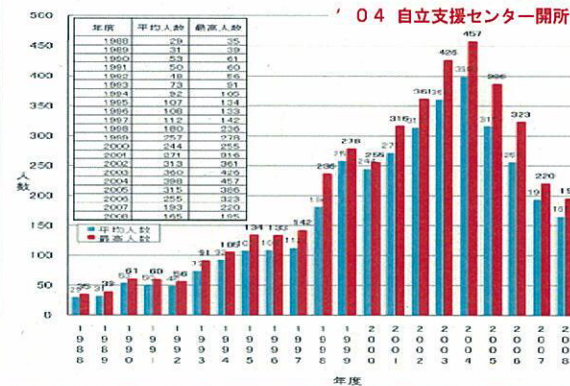
⇒絆(家族)を失った

北九州ホームレス支援機構の ミッション(使命)

- ・ひとりの路上死も出さない
- ・ひとりでも多く、一日でも早く、路上からの脱出を
- ・ホームレスを生まない社会を創造する



北九州のホームレス人数の推移



野宿状態に至る要因

- 「仕事が減った」 31.4%
- 「倒産・失業」 26.6%
- 「病気・怪我・高齢で
仕事ができなくなった」 21.0% **計 79%**

厚生労働省：ホームレスの実態に関する全国調査
(平成19年1月実施)

1997年～1998年にかけての変化

- 北九州 ホームレス数
1997年 142名
1998年 236名
- 全国自殺者数
1997年の自殺者 24,391人
1998年の自殺者 32,863人

北九州での自立の実績

2009年9月まで

これまで自立をした人 **770人**

自立率 **93%**

自立後、継続して生活している人

92.6%



路上生活者⇒2つの困窮

- 住居がない
- 食べる物が無い
- 着る物が無い
- 病院にいけない
- 家族がいない
- 心配してくれる人がいない
- 心配する相手がいない
- 覚えてくれる人がいない

↓
ハウスレス
(物理的困窮)

↓
ホームレス
(関係性の困窮)

2つの困窮に同時的に取り組む

支援の両輪

- ・ハウスのレス支援…**なに**が必要か
(衣・食・住・医療)
- ・ホームレス支援…**だれ**が必要か
(絆の回復、人とのつながり)



地域のホームレス化

※ある襲撃事件…中学生のホームレス

《多重債務問題から見たもの》

- 自立支援センター入所者60%が多重債務者
(免責7年の現実)

市民協議会：ホームレス支援法律家の会(2005年)支援開始



解決困難ケースは0件…時効援用、債務処理

- ※そもそも地域で解決できたのではないか
すなわち野宿状態に陥らずに済んだのではないか
問題⇒無知と無縁

10

いのちを守る基礎的支援部門

炊き出し



これまでの出食数

約13万食

医療相談



巡回相談



自立を支える部門 中間施設⇒地域が最大の受け皿

自立支援センター
(就労のために)



自立支援住宅
(高齢者のために)



抱擁館
(複合的な支援を)



6ヶ月後

居宅設置をし、
地域にて生活

ホームレスを生まない社会を

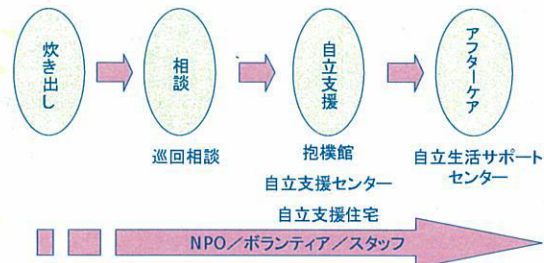


自立生活サポートセンター
自立者互助会
「なかまの会」

自立は孤立ではない



トータルサポート 「出会い」から「看取り」まで 四つの働き



「炊き出し」から「自立後の生活支援」まで1つの団体(同じ顔)が実施

信頼関係の構築・情報の共有

トータルサポート体制

炊き出し・パトロール



アウトリーチ型総合相談



自立支援(就労・生保)・中間施設



地域生活安定化・生活サポート

支援のコンセプト

- ・人生の支援(自立支援を含む)
→自立だけでなく、出会いから生活、看取り・追悼まで
- ・持続性のある伴走的コーディネーター
→家族的関わり・社会資源との連携

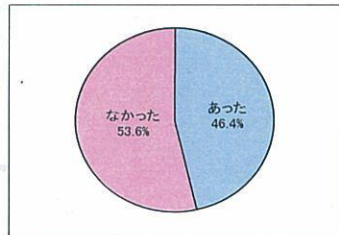


③社会関係の貧困の帰結

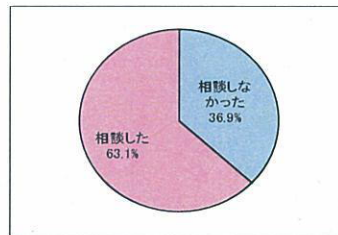
セーフティネット情報や助け合いネットへのアクセス低下

- ・相談したいことはあっても、相談していない
→相談する人も機関もない／相談しても無駄

相談したいことがあったか



実際に相談したか



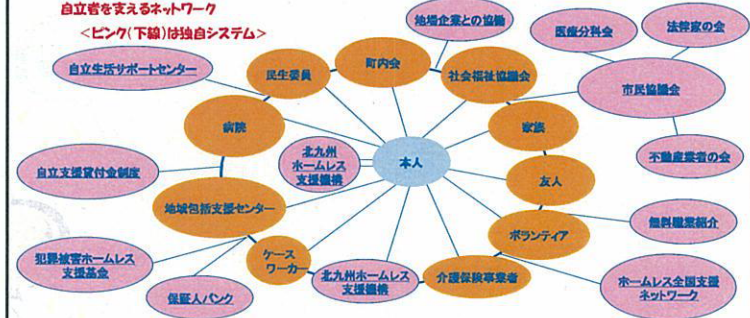
(北九州市立大学 稲月正教授調査)¹⁷

伴走的トータルコーディネート

- ・本人と社会的資源との連携
- ・社会にない働きは、新たに創り出す

自立者を支えるネットワーク

<ピンク(下線)は独自システム>



新しい社会的セーフティーネット

従来 ⇒雇用保険(ハローワーク)

⇒生活保護(最後のセーフティーネット)

最近の議論⇒第二のセーフティーネット

- ⇒就職安定資金融資 ⇒住宅扶助
- ⇒総合支援資金貸付 ⇒臨時特例つなぎ資金貸付
- ⇒訓練生活支援給付 ⇒就職活動困難者支援事業
- ⇒長期失業者支援事業

※しかし、すべて受け皿

⇒本当に活用できるのか？

第一・第二のセーフティーネット

⇒これらの受け皿をいかにして活用できるか

持続性のある伴走的コーディネート

困窮者の沈黙⇒申請主義の超克

従来「つなぐ」と言われた福祉の実態

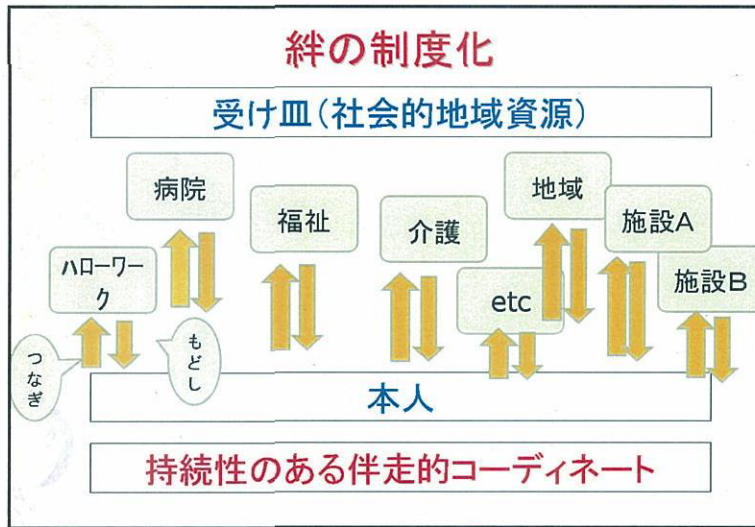
⇒「投げ渡し」に過ぎないのでは

従来の家族の役割

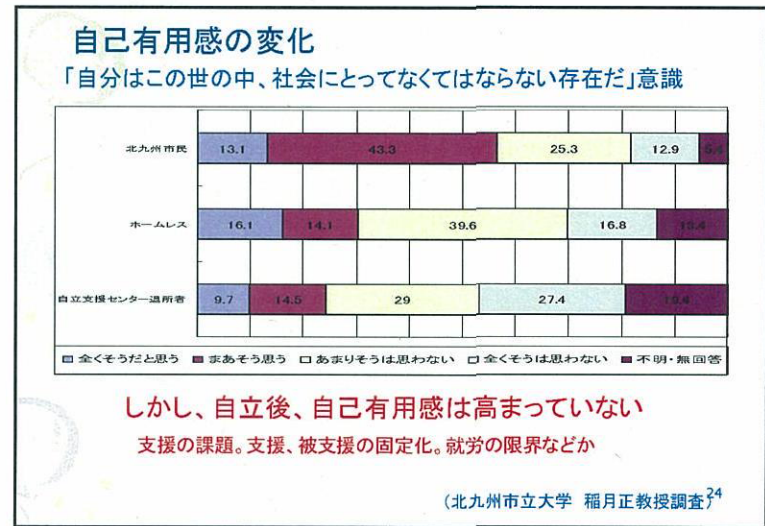
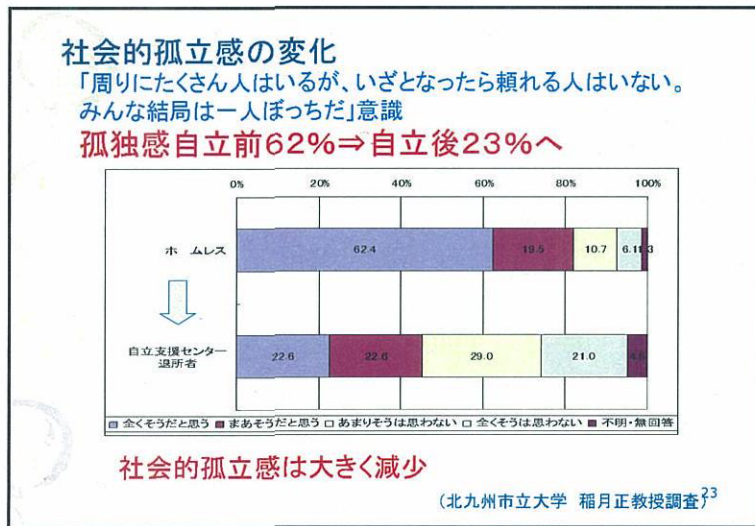
⇒つなぎ・もどし・次へつなぐの連続性

※受け皿チェック 段階的支援

しかし……家族的枠組みの崩壊の時代



- ### 絆の制度化・伴走的コーディネートの効果
- ・重層的支援……「次行ってみよう！」
 - ・受け皿チェック(貧困ビジネス対策)
 - ・自立支援ではなく、伴走的支援
 - ⇒人はいつか変わる
 - ⇒変わらなくても、人は生きる
 - ・段階的支援
 - 野宿⇒施設⇒生保⇒訓練⇒就職⇒失業
 - ⇒再就職⇒～⇒看取り⇒葬儀
 - ・社会保障制度枠から社会保険制度枠へ
 - ・その他……絆制度で雇用開発
- ※受け皿はコーディネートしてはいけない！**
受け皿本位のコーディネートになる恐れ



高齢自立の互助会 「なかまの会」

自立生活をはじめた元ホームレスの人びとの組織
(2002年12月に発足)

- ・高齢自立者170名中130名が加入 (70%の加入率)
- ・執行組織として「世話人会」20名
- ・世話人は自立者の暮らす地域の担当者となり、定期訪問や支援機構からの発行物などを届ける活動も行う
- ・会員の中での互助積立金制度
- ・葬儀



「支援する側」と「支援される側」という固定的な構図を乗り越え、同じ苦難を経験した当事者同士が支えあうシステム
高齢自立者・・・自立継続率99%

※生活保護集団申請、その後が問題ではないか

25

ターミナルケア及び葬儀支援

・ターミナルケア

本人の希望にできるだけ沿った形での治療を行えるよう家族・病院・CW・友人・ボランティアと連携調整を行う



娘さんとの再会

・葬儀支援

- ・家族、CWとの調整
- ・葬儀社との連携
- ・友人や関係者への連絡
- ・式の準備、調整



葬儀の様子

ほうぼくかん 「抱樸館」

北九州ホームレス支援機構が
運営する施設の総称

樸を抱く

樸⇒荒木・原木

製材され整えられたら受け取る・・・×



原木がそのまま抱き止められる

抱き止められた原木には可能性がある。
杖となり、家具となり、役割を果たす。

しかし

原木であるゆえに刺々しくもある。
抱く者は、時には傷つく。

たとえ傷ついても抱いてくれる人がいること

その存在が

今日の世界が失いつつある
「ホーム」を創ることとなる

